

令和4年第3回定例会

北区議会初となる議員提出の政策条例を可決

＝北区＝

令和4年第3回定例会において、北区議会として初となる議員提出による政策条例「東京都北区地域公共交通基本条例」を制定しました。

北区議会では、誰もが安心して快適に移動しやすいまちづくりに関して基本理念を定め、施策を区・区民・事業者及び公共交通事業者の協働により総合的、計画的及び効果的に推進し、区民が健康で暮らしやすい社会の実現に寄与することを目的として、令和4年10月7日の本会議で「東京都北区地域公共交通基本条例」を可決しました。

条例提案に至る経緯

令和3年11月から、議員有志*（超党派）による条例制定に向けた検討がスタートしました。議員有志による検討会議や執行機関との意見交換を重ね、全議員への説明会を経て、令和4年8月30日の議会運営委員会において、条例制定のための議員提出議案を議員全員で提出することが決定されました。

その後、第3回定例会において議案上程され、議員有志の代表である議員から提案理由説明の後、全会一致で可決、制定されました。

*議員有志（呼びかけ人会）のメンバー

代表：戸枝大幸、幹事・事務局：大畑 修、幹事・事務局：いながき浩

山崎たい子、福田光一、こまざき美紀、みつぎ慎太郎、山中りえ子、吉田けいすけ

条例の主な内容

条例は、前文と4つの章で構成され、基本理念をはじめ、区・区民・事業者・公共交通事業者の責務や役割、「地域公共交通計画」の策定や「地域公共交通会議」の設置等について規定しており、公布の日から施行となります。

〈添付資料〉 ○東京都北区地域公共交通基本条例

問い合わせ先

区議会事務局次長 TEL 03-3908-9948

交通事業担当課長 TEL 03-3908-9216